

09. 法学研究科実務法律専攻 (法科大学院)

I	法科大学院の教育目的と特徴	09-2
II	分析項目ごとの水準の判断	09-3
	分析項目 I 教育の実施体制	09-3
	分析項目 II 教育内容	09-5
	分析項目 III 教育方法	09-6
	分析項目 IV 学業の成果	09-9
	分析項目 V 進路・就職の状況	09-10
III	質の向上度の判断	09-11

I 実務法律専攻（法科大学院）の教育目的と特徴

（教育目的）

- 1 法学研究科に設置された実務法律専攻（法科大学院）（以下、「本法科大学院」という）では、法の応用的研究とともに、基本的な法領域に関して深い知識及び豊かな応用力を有する職業法曹並びに基本的な法領域に関する知識に加え、ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識及び能力を有する職業法曹の2種類の法曹を中心としつつ、先端的な研究に裏打ちされた、国際性・専門性に富んだ職業法曹を養成する。
- 2 この目的を達成するため、現行の中期目標では、「幅広く深い教養、専門的・国際的素養と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成する」ことを定めている。

（組織構成）

《資料1》のとおりである。

《資料1：組織構成》

専攻	講座
実務法律専攻	実務公共法、実務取引法、先端領域法

（教育上の特徴）

- 1 基本的法律科目の「重ね塗り」による授業展開（詳細は、分析項目Ⅱ参照）
憲法、行政法、民法、刑法などの基本的な法律科目について、一旦学習した分野を上級学年においても一度別の角度から学ぶ「重ね塗り」方式を採用し、基本的な法律科目に関する確実な知識、理解を無理なく獲得できるよう配慮を徹底させている。
- 2 双方向的・多方向的な教育手法の導入（詳細は、分析項目Ⅲ参照）
法律実務で活躍するために必要な、自分の考えを言語化して口頭及び文章で人に伝える能力を養うために、教員が質問して学生に解答を求めたり、学生同士が質疑応答や討論を行ったりする、双方向的・多方向的な授業手法を幅広く採用している。
- 3 先進的な教育手法の研究開発（詳細は、分析項目Ⅰ参照）
科学研究費補助金、21世紀COEプログラム、専門職大学院等教育推進プログラム等により、教育手法の研究開発を継続的に行っている。

[想定する関係者とその期待]

本法科大学院は、受験生・在学生及びその家族、卒業生及びその雇用者、並びに職業法曹の利用者を関係者として想定しており、これら関係者からの「法律の基本につき確実な理解を備え、とりわけビジネス・ロー分野に関する高度な能力を備えた職業法曹の養成」という期待に応えるべく、教育を実施している。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本法科大学院では、「I 実務法律専攻（法科大学院）の教育目的と特徴」に示した目的を掲げ、《資料1（p9-2）》のとおり教育組織を編成しており、社会動向に対応した適切な教育を実施するために教育組織の見直しを適宜行っている。

教員の配置状況については《資料2》のとおりである。研究指導教員一人あたりの学生収容定員は2.9名であり、設置基準を満たし、質的・量的に必要十分な教員が確保されている。

学生定員と現員の状況は《資料3》のとおりである。1年次は未修者コース（30名程度）のみであるため、本法科大学院の実質的な収容定員は230名である。3学年が完全に揃った平成18年度以降、現員は、この実質的な定員の上下5%以内に収まっている。

《資料2：教員の配置状況（平成19年5月1日現在）》

研究科	専攻科・課程	収容定員	研究指導教員数(現員)											助手		非常勤教員数		(内数) 実務家教員数		
			教授		准教授		講師		助教		計									
			男	女	男	女	男	女	男	女	計	計	総計	男	女	男	女	専任教員	専任教員以外	
											計	計								
法学	実務法律	100	25	3	5	2	0	0	0	0	0	30	5	35	1	3	9	3	4	0

《資料3：学生定員と現員の状況（各年度5月1日現在）》

	収容定員	現員
平成19年度	300	233
平成18年度	300	219
平成17年度	300	191
平成16年度	200	98

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

(1) 平成 14 年度に「法学教育手法検討プロジェクトチーム」を発足させ、平成 15 年度からは科学研究費補助金による「法科大学院における教育手法の総合的研究と実践的モデル開発」を進め、21 世紀 COE プログラム「市場化社会の法動態学」研究教育拠点においても法科大学院教育プログラム開発に取り組み、文部科学省の平成 19 年度「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択された「総合法律教育に関する手法と教材の開発」において外部のサポートスタッフ（若手弁護士等）とも連携しつつ、先進的教育手法・教材の開発を行っている。

(2) 相互授業参観期間を毎学期 2 週間設け、教育改善のための相互研鑽を行っている。

(3) 少人数科目を除く全ての授業科目について、毎学期 1 度、授業アンケートを評価・FD 委員会が実施し、結果を教員及び学生に公開している《別添資料 1：平成 19 年度前期・後期授業アンケート》。さらに、中間アンケートの実施を授業担当者に推奨している。施設についても満足度調査を実施し、改善のための資料としている《別添資料 2：法科大学院施設評価アンケート(平成 17 年度)》。なお、授業アンケートについては、平成 20 年度発刊のファカルティレポート 7 号に、結果に対する教員側の対応やコメントが掲載される。

(4) 法科大学院運営委員会・教育改善WG は、学期毎に教育内容や方法に関する教員の意見交換会を開催しており、そこで表明された意見を専攻会議に報告している。

こうした活動は、個々の科目の講義内容・方法やカリキュラム構成の改善に反映されている（「Ⅲ質の向上度の判断」事例 1 参照）。

また、本法科大学院では、平成 18 年度に、外部評価を実施した。さらに、平成 18 年度に、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価（予備評価）も受けている。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

基本組織の構成については、社会動向を勘案した上で専門性に応じた適切な教育を実施するため適宜見直しをしている。教員組織についても、教育目的を達成する上で質的、量的に十分な教員が確保され、適切な配置がなされている。FD については、学生や教職員のニーズを的確に把握した上で、教育内容の見直し等の改善を行ってきた。以上から、本学部の教育の実施体制は期待される水準を上回ると判断する。

分析項目Ⅱ 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点に係る状況)

教育目的及び授与学位（法務博士）に照らし、次のようなカリキュラムが編成されている《別添資料3：法学研究科規則別表3 法科大学院科目一覧》。

基本的法律科目については、習熟度に応じて違う形で同じ分野を学ぶ「重ね塗り」方式により基礎の理解を徹底させている。その上で、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目において多様な選択科目・選択必修科目を配置し、関心に応じて様々な専門分野を学習できるようにしている。さらに、実務的素養の修得に必要な十分な法律実務基礎科目を配置している。

本法科大学院の特徴として、ビジネス・ロー科目（会社法、金融商品取引法、知的財産法、租税法、労働法、国際民事法等、企業取引や国際取引に関連する専門的科目）を幅広くかつ体系的に用意していることが挙げられる。

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

本法科大学院では、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮した取組を、以下のとおり実施している。

他大学との単位互換：本法科大学院学生は、教授会の承認を得て、本研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。）大学院の授業科目を履修して修得した単位を10単位まで修了要件単位数に充当することができる。《別添資料4：研究科規則22条》

エクスターンシップによる単位認定：長期休暇期間中に弁護士事務所等で一定期間研修を行い、弁護士等の実務にふれる「エクスターンシップ」を二年次配当科目として実施している《別添資料5：平成19年度エクスターンシップ受講生受入先リスト》。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

法律学全般に対する基礎的な力を養い、より高度な実務的・応用的・先端的知識を身につけさせるため体系的な教育課程を編成しており、実務的・実践的内容の科目も提供している。さらに、他大学院との単位互換、エクスターンシップによる単位認定等、学生や社会からのニーズに配慮した教育課程の編成となっていることから、本学部の教育内容は、期待される水準を上回ると判断する。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

法科大学院においては、教員が話し続けて学生が聞き続ける一方通行型の講義は採用されていない。教員と学生との間又は学生同士で質疑応答や討論を行う双方向的・多方向的手法を最も徹底している「対話型演習」と、対話の割合はやや少なくなるがしかし対話による知識定着・応用能力育成を常に重視している他の科目とが中心的な科目であり、対話を可能にするために全科目において原則として1クラス50名以下の少人数教育が行われている。それに加えて、リサーチ能力や、文書や口頭で表現する能力を養成する1クラス15名以下の「R&Wゼミ」を設けている《別添資料6：平成19年度後期履修者数一覧》。

本法科大学院では、授業科目の性質と学生の到達度に応じた授業方法をとっている。

法律基本科目の体系的・基礎的理解を目的とする1L（未修者1年次）では、判例や比較的簡単な事例問題の検討等を通じ、基礎的法的知識の定着と法的思考能力の養成が図られる。

2L（未修者2年次・既修者1年次）以上の科目は、やや高度な事例問題や判例を題材に、具体的事実から問題点を抽出する能力を涵養し、批判的かつ創造的な法的思考能力を養い、問題解決能力を高め、説得的な表現能力を強化することを目指している。

実務基礎科目では、現実に生起している具体的な事例を素材に、事実分析力や実務的判断能力を養い、知識・理解をより実践的なものにする。そのために、一部の科目では、法的文書を作成させた上で添削指導を行っている。さらに、2年次前期にエクスターンシップを実施している（参照「分析項目Ⅱ」）。

授業内容、授業の目的、成績評価等については、神戸大学ウェブサイト「教務情報」に掲載し、学生に周知徹底している。また、多くの科目において、講義要綱とは別に「詳細シラバス」を作成し、各回の授業内容や予復習の要点等を詳細に示している《別添資料7：「詳細シラバス」例》。

本法科大学院では、在学生・修了生による学習支援制度を設けている《別添資料8：神戸大学ティーチング・アシスタント実施要領》。平成19年度は、5名のティーチング・アシスタントを採用している《別添資料9：「平成19年度ティーチング・アシスタント資料」》。

観点 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

自主学習を促すために、講義要綱には、参考文献、履修の前提条件（必要な予備知識）等も掲げている《別添資料10「講義要綱」例》。また、学生が適切な履修計画・学習計画を立てられるように、詳細な「学生の手引き」を作成すると共に、入学時に「新入生オリエンテーション」を実施している《別添資料11：平成20年度大学院法学研究科専門職学位課程（法科大学院）新入生オリエンテーション次第》。さらに、学生の履修判断に資すべく、各学期前に選択科目概要を配布している《別添資料12：「科目の概要」例》。

また、学生の質問・相談に応じるオフィス・アワー制度を整えるとともに、同時間外にも予約の上で面談できることとしている。「学生の手引き」にこの旨記載すると共に、オフィス・アワー一覧表を学生に示している《別添資料13：平成20前期法科大学院オフィス・アワー》。

自主学習に必要な施設として社会科学系図書館（土日も開館）、法学研究科資料室（平日のみ）、六甲台電算機室（平日のみ）を整備しているほか、法科大学院生専用の自習室棟（年中24時間利用可）を独立に設けている。自習室の広さは約400㎡であり、ここに300席を配し、学生一人当たり一席を確保しているほか、必要な図書及びPC・プリンターを設置している。さらに、空き教室をグループでの勉強会等に開放している。

また、成績優秀な学生に対しては実務法律専攻長による表彰を行い、勉学意欲の向上を図っている。《資料4》《資料5》

その他、年間履修登録単位数の上限を1L36単位、2L36単位、3L46単位とするキャ

ップ制を採用し、学生が適切に授業科目を履修するよう促している《資料6》。

《資料4：「法学研究科専門職学位課程における成績優秀者の表彰に関する内規」》

(趣旨)

第1条 この内規は、専門職学位課程を優秀な成績(法学研究科規則第21条第2項に定める成績)で修了した者の表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰対象者の決定)

第2条 実務法律専攻会議は、同会議において修了判定を受けた学生(以下、「修了者」という。)のうちから、年度ごとに、次条に定める席次並びに第4条に定める種別及び基準によって、表彰の対象とする者(以下、「表彰対象者」という。)を決定する。

(席次)

第3条 修了者の席次は、修了者が単位を修得した各授業科目の成績評価に対して、次の各号に定める換算率に基づき割り当てた数の合計を、当該修了者が単位を修得した授業科目(第1年次に配当される授業科目、成績評価を合又は否により表示する授業科目、及び当該学生の学業成績表において不可又は放棄と表記された授業科目を除く)の数の合計によって除した商が大きい順によって定める。

- (1) 秀 10
- (2) 優 8
- (3) 良上 4
- (4) 良 0
- (5) 可 0

(表彰対象者の種別及び基準)

第4条 表彰対象者は、次の各号に定める種別ごとに、当該各号に掲げる基準によって決定する。

- (1)特別成績優秀者 修了者数の上位5パーセント以内の席次(小数点未満は切り捨て。次号において同じ。)を有する者
- (2)成績優秀者 修了者数の上位20パーセント以内の席次を有する者(ただし、特別成績優秀者を除く。)

《資料5：「学生表彰実績」》

	修了予定者 (3L在籍者)	表彰対象除外者		表彰対象者	成績優秀者		
		9月修了者	留年者数	3月修了者	計	特別成績優秀者 (上位5%)	成績優秀者 (上位20%)
17年度	62	0	0	62	12	3	9
18年度	84	0	4	80	16	4	12
19年度	103	2	12	89	18	4	14

《資料6：「神戸大学法学研究科規則16条」》

神戸大学法学研究科規則(抜粋)

(専門職学位過程の履修科目登録の上限)

第16条 教学規則第73条の規程に基づく履修科目登録の上限は、第1年次36単位、第2年次36単位、第3年次44単位とする。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準を上回る。

(判断理由)

授業構成は、教育目的に合致したものになっており、TA による指導の充実、特徴的な演習科目や少人数対話型・討論型授業など、教育効果向上のための様々な活動を行っている。学生の主体的学習を支援するための取組や環境整備、さらに、学生の学習意欲を高める活動も積極的に行っている。これらのことから、本法科大学院の教育方法は期待される水準を上回ると判断する。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

教育成果の指標として、進級者、修了者、休学者数、退学者数を《別添資料 14：法科大学院終了率・進級率・休学率・原級留置率・退学除籍率》に示す。

そこに示されたように、学年ごとに 9 割以上の学生が進級し、3 L 生の 9 割以上が修了していること、また学年ごとの休学者数、退学者数の数値もほぼ 1 割未満に収まっていることから、教育の成果や効果があがっていると言える。

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

授業アンケートの「知的興味をひくものだった」、「新しい知識や物事の見方が得られた」及び「他の学生にこの授業を履修することを勧めたい」という三つの質問項目について、「1. とてもそう思う (5 点)、2. ややそう思う (4 点)、3. どちらともいえない (3 点)、4. 余りそう思わない (2 点)、5. 全くそう思わない (1 点)」という選択肢から回答させた。全科目 (平成 19 年度前期：50 科目、同後期 37 科目) の平均値をみると、それぞれの質問項目に対して、(前期) 4.23、4.32、4.18 (後期) 4.29、4.37、4.22 という極めて高い数値を示した。《別添資料 1：平成 19 年度授業アンケート (前期・後期)》

また、卒業予定者対象のアンケートにおいて、教育目的に掲げる「職業法曹に必要な基本的法領域に関する深い知識と豊かな応用力の習得」に本法科大学院のカリキュラムは役立ったかとの質問に対して、同様の基準で 4.13 という評価を受けている《別添資料 15：H19 修了者アンケート》。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

修了率・進級率・休学率・原級留置率・退学除籍率から判断して、教育目的に沿った効果が着実にあがっているといえる。また、在学生・修了生を対象としたアンケート結果においても高い満足度が得られていることから、学業の成果は期待される水準を上回ると判断する。

分析項目 V 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 修了後の進路の状況

(観点に係る状況)

平成 18 年度は 3 年次在学学生 84 名のうち 80 名が、平成 19 年度は 111 名のうち 91 名が、厳格な成績評価を経て本課程を修了した。

また、新司法試験における合格実績は《資料 7》のとおりであり、職業法曹養成という法科大学院の最も基本的な目的が十分果たされていることが示されている。

《資料 7：新司法試験合格実績》

	受験者数	合格者数	合格率	合格者数全国 法科大学院 ランキング	合格率全国 法科大学院 ランキング
平成 18 年度	62 人	40 人	65%	10 位	7 位
平成 19 年度	91 人	46 人	50.5%	12 位	10 位

観点 関係者からの評価

(観点に係る状況)

本法科大学院は、平成 18 年度に外部評価を行い、今後の改善につき重要な示唆を得ると共に、全般的に積極的な評価をいただいた《資料 8》。

さらに、平成 18 年度に大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価（予備評価）を受け、一つの評価基準を除いて、1 章から 10 章までの全ての評価基準を満たしていると評価されている。

《資料 8：「神戸大学法科大学院外部評価報告書 平成 19 年 3 月」(抜粋)》

- ・（教員が作成している）教材の内容を見ると、質量とも整えられたものであった。教員の授業に対する熱心な姿勢の現れと考えられ、十分に評価できると考えられる。
- ・教員同士の FD 活動も、名目だけのものに終わらず、互いの評価をさらけ出して改善に取り組んでいる点は、他の法科大学院に類例を見ない優れた点として、大いに評価できる。
- ・学生の表情が明るく、教員に対する親近感、信頼感が強い。
- ・全員に答案を返却する制度や、成績不服申立制度など、成績評価についての本法科大学院の取り組みは高く評価されるものである。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

新司法試験の合格実績状況は良好であり、外部評価及び学位授与機構による法科大学院認証評価（予備評価）の結果を見ても、本学部の進路・就職の状況は期待される水準を大きく上回ると判断する。

III 質の向上度の判断

①事例1「FD活動に伴う教育方法及び学習施設の改善」(分析項目I)

(質の向上があったと判断する取組)

○法科大学院施設評価アンケート結果は、第2学舎の改修に反映された《別添資料2：第2学舎改修に関する意見集》。

○法科大学院運営委員会では、学生から各種情報を収集の上、同委員会教育改善WGにて検討すると共に、教育改善意見交換会を毎学期開催して教育改善に役立てている《別添資料16：教育改善・意見交換会議事録》、《別添資料17：教育改善WG懇談会議事録》。たとえば、レポート・予習課題量についての学生の意見を考慮し、予習課題の精選を行い、学生の予習時間を確保すべきこと及びレポートから小テストへと重点を移行すべきことを確認し、その方針に沿った運用を行っている《資料9》。

資料9「レポート・小テスト実施科目割合」

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
展開科目数	48	93	92	97
レポートを課すことをシラバスに示した科目数	23	44	33	29
小テストを課すことをシラバスに示した科目数	8	8	27	28

○平成19年度司法試験結果報告会において修了生から指摘された「基本的知識の網羅的自習得」の重要性に鑑み、教育改善WGは、学生に自習得事項を精選して指示し、自習時間を確保する、という方針を打ち出した《別添資料17：教育改善WG懇談会議事録》。

○法科大学院においては、平成18年度に実施した、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価(予備評価)の際になされた評価機構からの指摘を踏まえ、「法律文書作成演習」の新設(資料10)、拡大オフィス・アワーの廃止を行った。

資料10「法律文書作成演習」(「法科大学院 平成19年度 講義要綱」23頁より抜粋)

単位数 2単位	対象学年 2年次	開講期 後期
担当教員 教授 梁英子		
授業内容の概略 (以下省略)		

学部・研究科等の現況調査表(教育) 正誤表

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻

	頁数・行数等	誤	正
1	教育 09-4 30 行目	本学部	本法科大学院
2	教育 09-5 31 行目	本学部	本法科大学院
3	教育 09-10 20 行目	本学部	本法科大学院